

令和7年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画のポイント

更なる調達の適切性・透明性の確保、効率性の向上等を目指し、これまで実施してきた各取組について継続して取り組む一方、調達改善計画の策定にあたっては、特に重点的または共通的に取り組むべき事項に絞って取組内容、目標等について計画の項目として掲げることとする。

【共通的な取組】

◎一者応札の改善

入札予定案件の定期的な事前公表、過去の成果物等のホームページ等における公開など積極的な情報提供及び受注実績、資格要件の緩和などの取組を具体的に示し、競争参加者を確保し一者応札の解消を目指す。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるようにする。

第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をホームページへ公表。

⇒ 前年度一者応札案件（7年度も継続のもの）について、件数ベースで6年度以上の改善を目指す。

⇒ 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行。

⇒ 調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組を実施。

【重点的に調達改善に取り組む分野】

◎中小企業者の受注機会の増大

調達するサービスの質に与える影響に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。

◎価格交渉の推進

「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」における取組や、外部専門家（デジタル統括アドバイザー等）の助言による価格交渉の推進。

⇒ 当初提示額から6年度以上の削減を目指す。

◎ 総合評価の効果的な活用

システム関係の調達については、基準額以下の調達においても総合評価落札方式（加算方式）を活用する。

【その他の取組内容】

◎システム関係経費

デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査、国庫債務負担行為での複数年契約の実施、運用保守業務等の月払いへの変更（中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す）。

⇒ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。

◎カード決済

既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進。

◎旅費業務の効率化

「旅費業務の標準的な取扱い」（2024年12月各府省等申合せ）に基づき、旅行者への旅費支払いの迅速化を図る。また、改正旅費法に準拠した手引書の改定及び周知を行い、担当職員の事務の効率化を図る。

【調達改善の推進体制】

◎ 「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置、入札等監視委員会、外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）の意見を積極的に活用しながら、調達改善を推進。